

# 埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

(趣旨)

- 第1条 埼玉県(以下「甲」という。)及び埼玉県内の全市町村(以下「乙」という。)は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため、これらの世帯に対し埼玉県・市町村生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支援をする。
- 2 前項の支援金の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
- ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難

であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

- (3) 住家被災市町村 支援金の支給対象となる被災世帯が被災時点において居住する市町村をいう。

（支援金の支給）

- 第3条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。
- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下第4項までにおいて同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とする。
- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
- (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円
- (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、前条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。
- 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と読み替えるものとする。
- 6 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。
- 7 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。
- 8 被災世帯が、同一の自然災害により第2項第3号の加算支援金又は基本協定第4条の規定に基づく埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）のいずれも支給の対象となるときは、当該被災世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。
- 9 被災世帯が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第

6号に基づき被災した住宅の応急修理の救助を受ける場合には、当該救助に要する費用を超えて自己の費用をもって同一の住宅を補修する場合に、第2項第2号の加算支援金を支給する。

- 10 第1項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。

（支給の申請）

第4条 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が住家被災市町村を経由して甲に、支援金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票等の世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
- (2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し
- (3) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
- (4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したこと、又はしようとすることが確認できる契約書等の写し
- (5) その他、甲が指示する書面等

2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、住家被災市町村に提出して行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

4 被災世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

(支給の決定)

第5条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

(決定の通知)

第6条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書(様式第4号)により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

(支給決定の取消)

第7条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。
- (2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書(様式第5号)により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

(支援金の返還)

第8条 規則第17条第1項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書(様式第6号)により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

(他の支給の一時停止等)

第9条 被災世帯主に対し支援金の返還を命じ、当該被災世帯主が当該支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを

相殺するものとする。

(支援金の財源)

第10条 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

2 甲は、前年12月から当年11月までに支給した支援金の総額を集計し、当年12月20日までに、各市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。

3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第11条 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第12条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

様式第1号（第4条第1項関係）

埼玉県・市町村生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

（市町村経由）

埼玉県知事 ○○ ○○

埼玉県・市町村生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

印

支給番号

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

①数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（単数 ・ 複数）

②世帯主の氏名

	ふりがな	
--	------	--

③被災した住宅の住所

〒
---

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	( )

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等				種別	口座番号					
						普通・当座・その他						
ゆうちょ銀行	記号					番号						

IV 住宅の被害状況を○で囲んでください。（被災日：平成 年 月 日）

被害状況 （全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難）
---

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。  
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票 預貯金通帳の写し 罹災証明書 その他 ( )
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B) : 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 ( )
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円			
					申請額(C-D) : 万円

- 注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。  
 注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

VI 私及び私の世帯の者は暴力団ではありません。また、支給の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

署名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

市町村記入欄
(災害名)